

○入園申込みの前に

◆ 保育園・認定こども園・小規模保育園とは

【保育園】

児童福祉法による児童福祉施設の一つで、保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳幼児を保護者の希望により保育するところです。市が運営する公立保育園と社会福祉法人・学校法人等が運営する私立保育園があります。

【認定こども園】

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つところです。ここでは、3歳以上の児童に対して小学校就学前の教育と保育が一体として行われます。また、3歳未満の児童については保育が行われます。

【小規模保育園】

児童福祉法に基づき、市が認可する保育事業のひとつです。保護者の就労等の理由により、ご家庭で十分な保育ができない乳児を保護者の希望により保育するところです。0歳児から3歳未満児までを対象に定員6人以上19人以下で保育を行います。

◆ 保育園等へ入園できる児童

保育園等に入園できるのは、入園時点で春日井市に住民登録があり、児童の保護者が次の表に掲げる要件に該当する事由があり、家庭で児童の保育ができない場合となります。

認定こども園の幼稚園部分を希望の場合は、この要件は必要ありません。

	入園要件	入園事由
1	就労	1か月60時間以上家庭内外で仕事をしている場合
2	妊娠・出産	母親が出産（予定）月の前後各2か月間（多胎妊娠時は産前3か月）の場合
3	疾病・障がい	病気、心身に障がいのある場合
4	看護・介護	1日につき概ね4時間以上親族その他の者を看護又は介護する場合
5	災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっている場合
6	求職活動	就労する意思があり、求職活動をしている場合
7	就学	1日につき4時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校において就学している場合

【春日井市へ転入予定の方の申込について】

原則として、春日井市に住民票がない児童の申込みはできません。ただし、転入後の春日井市の住所がはっきりしていて、入園決定後、入園月の前月の末日までに住民票を春日井市に移すことができる場合には、仮に申込書を受け付け審査することができます。

【育児休業中の保育園等の入園について】

原則として、保護者が育児休業中の場合、保育園等に入園することはできません。ただし、2歳児クラスから年長クラスについては、園に余裕がある場合に限り入園することができます。（育児休業の対象となっている児童の入園はできません。）

◆ 認定について

保育園等の利用に際しては、保護者の入園要件に基づき、保育の必要性の認定を受けることとなり、次のとおり、認定区分、認定事由、利用期間、保育必要量、利用者負担額が決定されます。

【認定区分及び保育必要量】

認定区分	条件	利用できる施設	保育必要量
1号認定	満3歳以上で教育を必要とする場合	幼稚園（※）、認定こども園	教育標準時間
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園	保育標準時間 保育短時間
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園 小規模保育園	保育標準時間 保育短時間

※ 利用に際して1号認定が必要な市内の幼稚園は、ひなご幼稚園、いとう幼稚園、月見幼稚園、ナザレ幼稚園です。

【認定事由、利用期間及び保育必要量】（2・3号認定のみ）

	認定事由	利用期間	保育必要量
1	就労	入園の承諾開始日から、児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間	保育標準時間 保育短時間
2	妊娠・出産	出産（予定）月の前後各2か月間 （多胎妊娠時は産前3か月から）	保育標準時間 保育短時間
3	疾病・障がい	1と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
4	看護・介護	1と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
5	災害復旧	入園の承諾開始日から、災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間 保育短時間
6	求職活動	入園の承諾開始日から2か月間	保育短時間
7	就学	1と同じ期間	保育標準時間 保育短時間
8	その他 （育児休業中の利用） （2歳児クラス～年長クラスのみ）	1と同じ期間	保育短時間

◆ 保育必要量について

2・3号認定は、保育必要量が認定区分及び認定事由により異なります。保育必要量に応じて、次のとおり保育園等の利用上限時間が決まります。

保育必要量	利用上限時間	保育必要量	利用上限時間
保育短時間	8時から16時までの間	保育標準時間	7時30分から18時30分までの間

保育標準時間を超える7時30分以前や18時30分以降の保育を希望の場合は、延長保育となります。延長保育に対応する園は限られていますので、14～16ページ「施設一覧表」の各園開園時間で確認ください。利用時間は、利用上限時間の範囲内で保護者の状況等を考慮し、各施設と調整してください。また、入園後、お子さんの状況によっては、短い時間から徐々に通常の保育時間にしていけることがありますので、ご協力ください。